

復興大臣 平野達男 様  
(福島復興局経由)

## 原発事故に伴う固定資産税の 減収補てんに関する要望

平成24年10月31日

福島県市長会  
会長 瀬戸孝則

福島県町村会  
会長 佐藤正博

## 原発事故に伴う固定資産税の減収補てんに関する要望

東京電力福島第一原子力発電所事故の影響を反映し、平成24年度の固定資産税は、土地及び家屋について原発事故に伴う損耗残価率の適用（土地は90%、家屋は70%）により大幅減収となる見込みである。

固定資産税の減収分に関しては、24年度における普通交付税の算定において、基準財政収入額の考え方から、減収分の75%は補てん措置がなされるが、残りの25%については何ら補てんされないしくみとなっている。

さらには、固定資産税と連動して、目的税である都市計画税についても大幅減収となり、自主財源の確保が非常に厳しい状況に置かれている中、これら減収分については、東京電力に対して損害賠償請求するしかない状況を余儀なくされている。

しかしながら、東京電力に対する損害賠償請求については、地方自治体の損失に対する具体的対応方針が示されておらず、補てんの時期も含め、現時点において不透明な状況にある。

よって、普通交付税によって措置されない固定資産税減収分の25%について、震災復興特別交付税により、国が責任をもって当該年度内に補てんを行うよう強く要望する。